

## 南砺市空き家等の適正管理に関する条例の概要

### 1. 目的

増加する空き家への対応は、全国的にも緊急かつ重要な課題となっており、特に、管理が行き届かない老朽家屋や廃屋の増加は、生活環境、防犯面で悪影響が出ており、新たな行政課題となっている。

南砺市で昨年度行った空き家調査（外観調査、実態調査）では、管理不全な状態と判断された空き家が16件あり、そのうち倒壊のおそれのある空き家が12件見つまっている。

そこで、南砺市では、「南砺市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家等の適正な維持管理を求め、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図るものである。

### 2. 内容

適正に管理されていない状態である空き家について、市民からの情報提供又は市が発見した際に、調査し、所有者等へ危険を回避する対策を求める。

#### (1) 対象

##### 対象となる空き家等

- ・使用されていない（これに類する状態の）建築物及びその敷地、立木、資材等

##### 管理不全な状態

- ・空き家の倒壊、敷地内の立木の倒木、建築材等の飛散などのおそれがあり、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
- ・不特定の者に建築物に侵入されるおそれがある等、防火及び防犯上不適切な状態
- ・草木の著しい繁茂又は動物、害虫等が相当程度に繁殖することによって、人の生命、身体、財産や周辺的生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがある状態

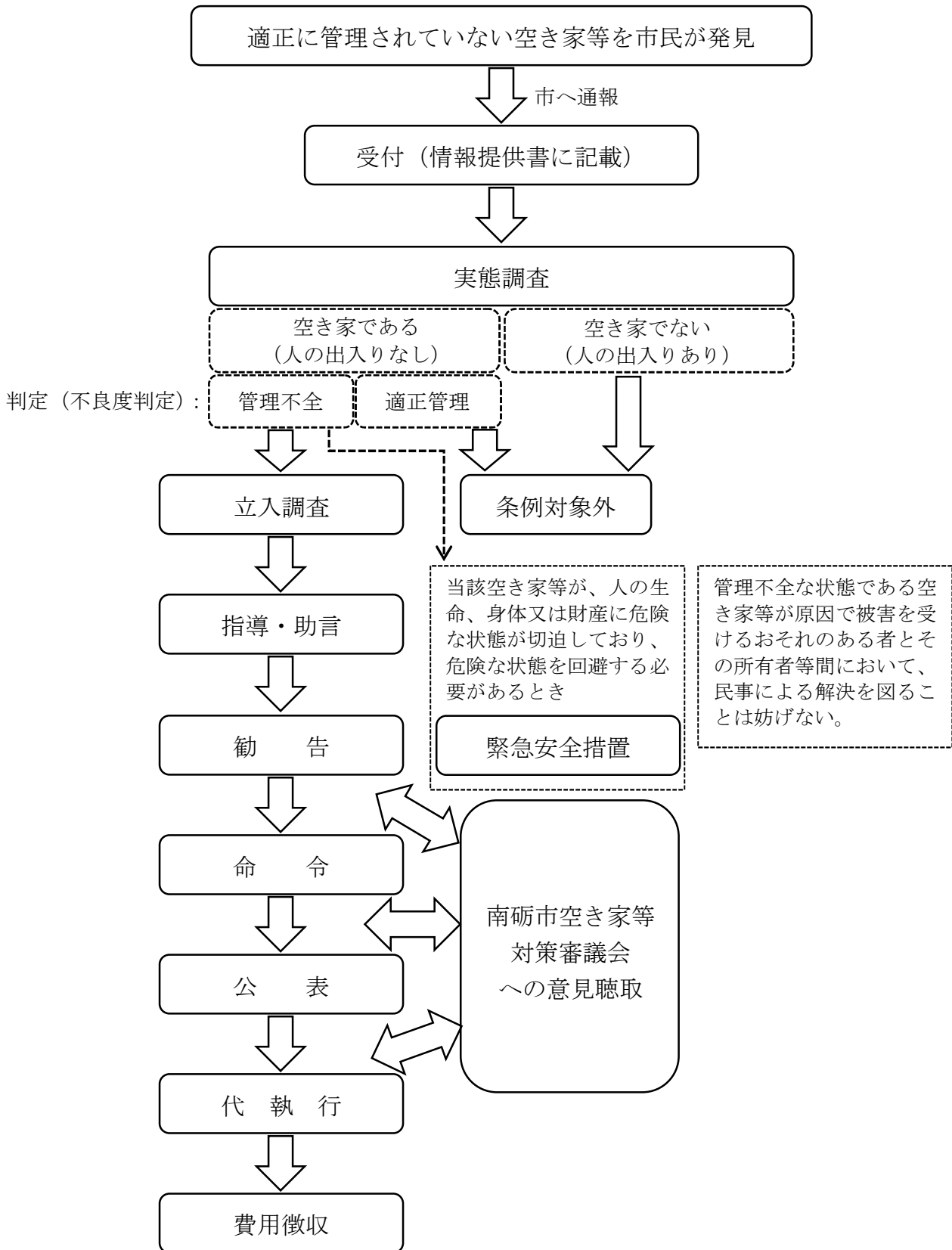
#### (2) 責 務

- ・所有者等…空き家等が管理不全な状態にならないよう適正に管理する。
- ・市 …空き家等対策を総合的かつ計画的に実施する。必要な支援を行う。

#### (3) 対 応（フローは裏面のとおりに）

- ・指導や助言…実態調査や立入調査により、市が管理不全と判断した場合に危険を回避する措置を行政指導する。
- ・勸告…指導や助言に従わない場合、履行期限を定めた行政指導をする。
- ・命令…勸告に従わない場合、履行期限を定めた行政処分をする。
- ・公表…命令に従わない場合、所有者の氏名、住所、空き家等の所在、命令の内容を公表する。公表手段は、市掲示板やホームページを予定。
- ・代執行…命令、公表に従わない場合、行政代執行法に基づき解体等を行い、所有者に費用請求を行う。
- ・緊急安全措置…市で一部撤去等の応急工事を行い、安全を確保する。
- ・審議会の設置…命令、公表、代執行を行う前に意見を聞く。委員は5人以内、弁護士、建築士等の専門家に委嘱します。

## 南砺市空き家等の適正な管理に関する条例 〈手続きの流れ〉



南砺市空き家等の適正管理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

南砺市長

## 南砺市条例第1号

### 南砺市空き家等の適正管理に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空き家が管理不全な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態のもの及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(3) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物その他の工作物が倒壊し、又はその敷地内の立木が倒木し、若しくは建築材若しくは敷地内の資材等が飛散するおそれがあることによつて、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者に建築物に侵入されるおそれがある等、防火及び防犯上不適切な状態

ウ 草木の著しい繁茂又は動物、害虫等が相当程度に繁殖することによつて、人の生命、身体若しくは財産又は周辺的生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがある状態

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と、当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、空き家等の対策に関し必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、所有者等が行う空き家等の適正な管理について、必要な支援を行うものとする。

(情報提供)

第6条 市民は、適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、この条例の施行に必要な範囲内において、当該空き家等の状況、その所有者等について調査することができる。

(立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な意見を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を実施する際は、職員及びこれに同行する者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第9条 市長は、第7条又は前条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当

該空き家等の所有者等に対し、適正な管理のための必要な措置について、助言し、及び指導することができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとするときは、第14条に規定する南砺市空き家等対策審議会（以下第13条までにおいて「審議会」という。）の意見を聴くもののほか、当該命令に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(代執行)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、審議会の意見を聴いて行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により代執行を行ったときは、これに要した費用を空き家等の所有者等に請求することができる。

(南砺市空き家等対策審議会)

- 第14条 この条例の適正な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、南砺市空き家等対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について審議会に諮問し、審議会はその意見を述べるものとする。
- (1) 第11条に規定する命令に関すること。
  - (2) 第12条に規定する公表に関すること。
  - (3) 前条に規定する代執行に関すること。
  - (4) その他市長が特に必要と認めること。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、第2項に規定する諮問に関する事項に優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(緊急安全措置)

- 第15条 市長は、第7条又は第8条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を執ることができる。
- 2 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空き家等の所有者等に請求することができる。
- 3 市長は、緊急安全措置を実施しようとするときは、当該空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 緊急安全措置の実施の概要
  - (2) 緊急安全措置の概算費用
  - (3) 所有者等の費用負担

(警察その他の関係機関との連携)

- 第16条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関と必要な措置について協議し、連携した対応を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。





## 南砺で暮らしません課の業務内容について(参考)

### ○(新課)南砺で暮らしません課について

- ・4月1日に新しい課が井波コミュニティプラザアスモ店2階に開所しました。
- ・人口増対策の集中的な推進や人口減少歯止めに対応するため、従来それぞれの課で所管していた婚活支援、移住定住対策、空き家対策、山間過疎地域の振興対策の一部を一元的にとりまとめることとします。
- ・営業時間は午前10時から午後7時までとなっており、その間は窓口対応や電話等の取り次ぎが可能です。時間外であっても事前に連絡をいただければ対応いたします。毎週火曜日と第4月曜日は休館日ですが、土日祝日も午後7時まで開館していますので、お気軽にご相談いただければと思います。

### ◎空き家対策について

#### (老朽危険空き家について)

- ・空き家等の適正管理に関する条例が3月議会で審議、可決、3月24日に公布され、市民への周知期間3ヶ月を経た7月1日からの施行となっています。
- ・この条例の目的は、空き家の所有者及び市の責任を明らかにすることで、管理の行き届かない状態になった時の措置について必要な手続きを定めるものです。あくまで所有者の自発的な適正管理や、解体除去を促すものです。
- ・管理不全と思われる空き家については、既に自治会長さんへ様式第1号による情報提供を依頼しており、いただいた情報については過去の調査内容と照合し、全家屋を職員が確認に回ります。

#### (併せて)

- ・有効活用できる空き家の情報も求めていますので、該当の家屋があれば所有者からの申請をお願いします。南砺市空き家バンクを有効に活用して定住・移住へ結びつけていきます。

### ◎山間過疎地域支援事業(五箇三村、城端地域の一部、井口地域の一部、福光地域の一部のみ適用)

- ・草刈応援隊(管理職)、草刈り・江浚え作業支援、活気に満ちた集落づくりモデル事業補助金があり、申し込み書等は既に自治会長さんへ郵送済です。

草刈応援隊とは……山間過疎地域の草刈り作業の負担軽減を図り、景観を良好な状態に保つことを目的として、市役所職員(管理職)の応援隊を派遣するもの。

江浚え支援とは……山間過疎地域における江浚え等住民共同活動で不足する労働力を受け入れた時の経費を補助するもの。

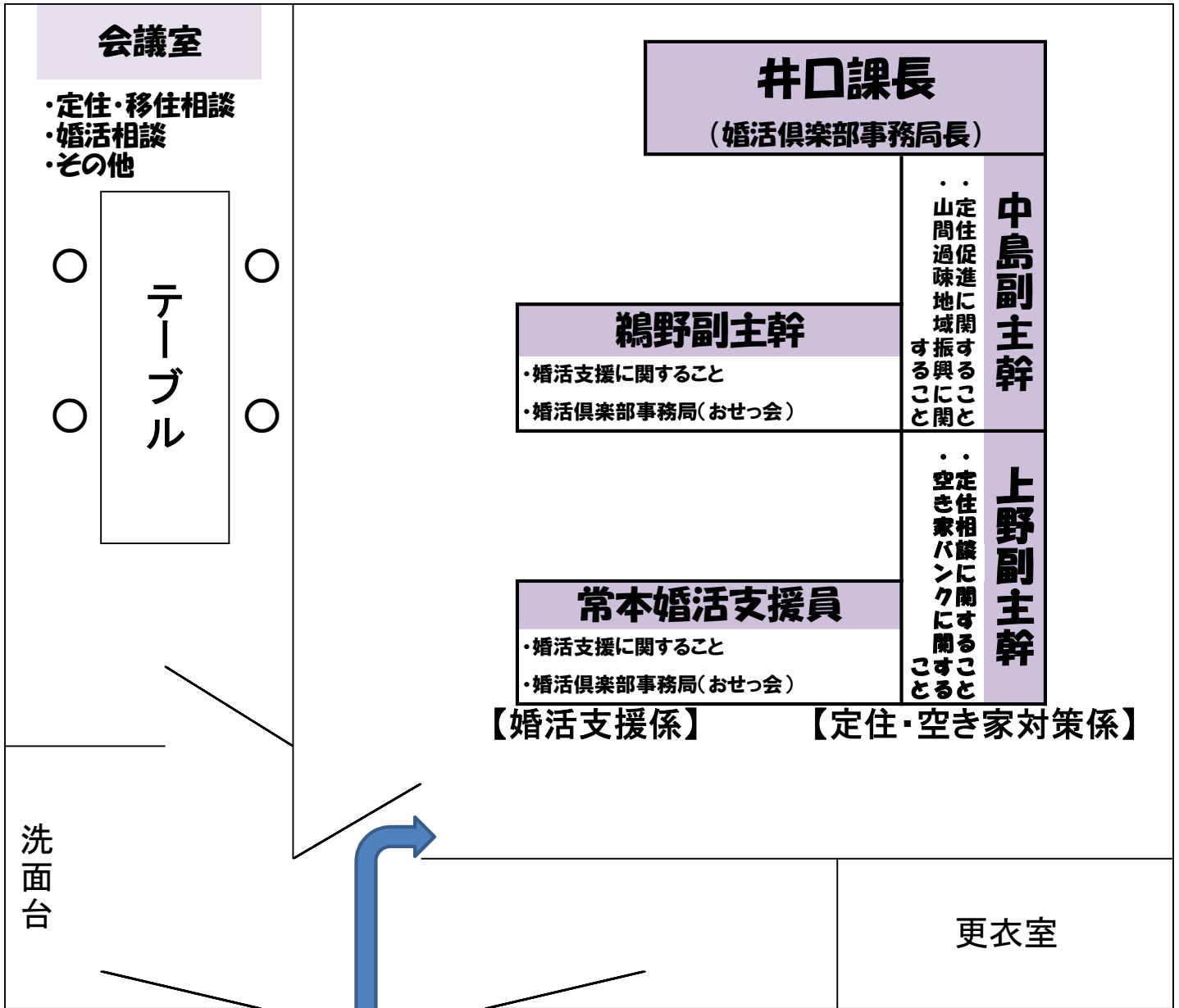
活気に満～とは……山間過疎地域の課題解決を図るため、自ら考え自ら行動する集落の振興計画策定や事業実施を支援するもの(1地区上限100万円)

### ◎「一目でわかる 住宅補助制度」について

- ・マイホーム取得の際の奨励金、民間アパート家賃補助や空き家バンクによる情報提供を行っておりますので、ご活用下さい。

◎配席図

**南 砺 で 暮 ら じ ま せ ン 課 !** TEL 23-2037



現在地

お気軽にお入り下さい



# NANTOくんの 一目でわかる 住宅補助制度

Let's live in NANTO!

## 南砺市に住んでみんないけ

～南砺市定住奨励金～

- 市外からの転入 新築 50万円+家族加算(1人5万円)  
中古 30万円+家族加算(1人5万円)
- 市内での転居 新築 30万円  
中古 10万円

※山間過疎地域については1.5～2倍の補助金となります

南砺で暮らしません課(アスモ2階) Tel23-2037

## 南砺市産木材利用促進

～南砺市の木利用促進事業補助金～

新築・増改築に南砺市産の木材を3m<sup>3</sup>以上使用すると50万円を限度に補助します

※とやまの木で家づくりモデル事業(富山県)も併用できます

林政課(城端庁舎) Tel23-2033

## 南砺市定住支援ホームページ

<http://www.kurashi.city.nanto.toyama.jp/>

このほかにも  
なんとに住んでみられ体験ハウスや  
空き家情報も提供しています!  
詳しくは、裏面へ

## バリアフリー改修支援

～高齢者が住みよい住宅改善支援事業～

- 要支援・要介護認定の65歳以上の方  
工事費の3分の2(90万円以内)

※所得税非課税世帯のみ

地域包括課(井口庁舎) Tel23-2034

～在宅重度障害者住宅改善費補助～

- 所得税非課税世帯 90万円以内
- 所得税課税世帯 60万円以内

福祉課(井波庁舎) Tel23-2009

## 南砺市で暮らしてみんまいけ

～南砺市民間賃貸住宅居住補助金～

- 新婚世帯 1万円/月(2年間)
- 市外からの転入世帯 1万円/月(1年間)  
新婚世帯なら 2万円/月(2年間)(2年目は1万円)  
学生世帯なら 2万円/月(2年間)(高校生以下は含めず)

※山間過疎地域については1.5～2倍の補助金となります

- 市内山間過疎地域から入居の高校生世帯なら 2万円/月(3年間)

南砺で暮らしません課(アスモ2階) Tel23-2037



## 耐震改修

～木造住宅耐震改修支援事業～

昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化工事費の3分の2(60万円限度)を補助

※耐震診断支援制度(富山県)もあります

都市計画課(福光庁舎) Tel23-2022

## 克雪住宅普及

～克雪住宅普及事業～

雪下ろしの必要がない屋根の

克雪化に ※山間過疎地域が対象

○落雪式 30万円

○融雪式 50万円

都市計画課(福光庁舎) Tel23-2022

## 省エネ改修

～住宅用太陽光発電システム

設置補助～

住宅用太陽光発電システムを設置すると

5万円を補助

エコビレッジ推進課(福野庁舎) Tel23-2008

## トイレの水洗化

～水洗便所改造資金融資制度～

トイレの水洗化の費用を融資します

限度額 200万円

返済 5年

※有利子です

上下水道課(福光庁舎) Tel23-2023

## 空き家情報の提供

～南砺市空き家バンク～

空き家の活用を目的に南砺市のホームページで市内の売りたい、貸したい空き家の情報を提供しています。ホームページをご覧いただけない場合は、印刷したものを送付いたしますので、政策推進課までご連絡ください。

また、空き家の登録について随時募集をしておりますので、売りたい、貸したい空き家がありましたら、情報を提供いただきますようお願いいたします。

南砺市ホームページ : <http://www.city.nanto.toyama.jp>

南砺で暮らしません課 (アスモ2階) Tel.23-2037

## なんとに住んでみられ体験ハウス

～南砺市体験ハウス～

南砺市に移住や定住を希望される方々のために、「なんと」の暮らしを体験していただける体験ハウスを用意しております。

- 1名1泊1, 000円で最長30泊31日まで利用可能
- 南砺市上平地域に2棟 (西赤尾地区、下島地区)

※詳細は、南砺市のホームページに掲載

南砺市ホームページ : <http://www.city.nanto.toyama.jp>

南砺で暮らしません課 (アスモ2階) Tel.23-2037

## 空き家情報登録利用者補助金

～南砺市空き家バンク活用促進事業～

空き家バンクを活用して定住をされた場合に、空き家バンク登録者及び空き家バンク利用者に補助いたします。

この補助金は、南砺市定住奨励金と併せて申請が可能です。

空き家バンク登録者

- 賃貸借促進補助金 (入居1年を経過後)  
年間家賃の5分の1 (5万円限度) を補助
- 住宅売却促進補助金  
売買代金の10分の1 (10万円限度) を補助

空き家バンク利用者

- 賃貸住宅改修等補助金  
増築、改修等の経費の5分の1 (10万円限度) を補助
- 購入住宅改修等補助金  
増築、改修等の経費の10分の1 (20万円限度) を補助

南砺で暮らしません課 (アスモ2階) Tel.23-2037



西赤尾体験ハウス



下島体験ハウス

第2回

南砺へ

お嫁に  
婚米け

こんまい

お見合い  
大作戦☆

とき

平成 26 年  
6 月 1 日 (日)

ところ

富山県南砺市菅沼  
・菅沼合掌造り集落  
・五箇山合掌の里

対象者

結婚を希望する独身男女  
各 15 名・計 30 名程度

※婚活倶楽部なんと会員及び南砺市にお嫁に来てほしいかなと思いの女性の参加もOKです。申込み多数の場合は抽選となります。

参加費

男性 3,000 円 女性 1,000 円

※食事代、体験費用、傷害保険等含まれます。集合場所までの交通費は、個人負担となります。遠隔地の方については、前泊の斡旋をします。

5 月 21 日 (水)  
申込締切



昨年は、3組が成婚！

世界遺産の合掌造り集落で田植え体験。  
雄大な自然の中で、すてきな出会いや、  
ふれあいを楽しみませんか♡♡

6月1日(日)

9:50 ~

五箇山合掌の里 集合  
(9:00 ~ 福光庁舎より出発)

10:00 ~ 10:20

♥ 参加者自己紹介

10:30 ~ 11:30

♥ 田植え〈菅沼合掌造り集落〉

12:00 ~ 13:00

昼食

13:30 ~ 15:00

♥ 民謡体験〈五箇山合掌の里〉

15:10 ~ 15:40

フリータイム

15:45 ~ 15:55

♥ カード記入、カップル発表

16:00

五箇山合掌の里 解散

《会場へのアクセス》

- ・ 自家用車でお越しの方は、五箇山合掌の里に駐車ください。  
(富山県南砺市菅沼 855 TEL : 0763-67-3300)
- ・ 南砺市福光庁舎 (JR 城端線 福光駅から徒歩 5 分) までの送迎があります。
- ・ その他の詳細は、お申し込み後に別途ご連絡いたします。

申し込み・問い合わせ

婚活倶楽部なんと事務局 (南砺市役所 南砺で暮らしてみませんか課)

☎ 0763-23-2037 / HP <http://www.aip48.jp/>



※天候などによりスケジュールを変更する場合がございます。

申込書は裏面にあります👉